

補助金申請手続きの流れ（がけ地近接等危険住宅移転事業補助金）

手続き	内 容
事前協議・申込み ↓ 申込み多数の場合、抽選 ↓ 全 体 設 計 承 認 ↓ 補助金の交付申請 ↓ 補助金の交付決定 ↓ 移転先住宅の建設・ 購入、既存住宅の除却の実施 ↓ 移転事業の完了報告 ↓ 移転事業の審査及び 補助金額の確定 ↓ 補助金の交付	補助額、補助要件、申請手続きなどについて、事前協議を行った上で申込書を提出してください。 ①補助事業申込書 ②既存住宅及び移転先住宅の位置図 広島市建築指導課までお問い合わせください。 工事が複数年度にわたる場合は、下記の書類の提出が必要となります。 ①全体設計承認申請書 ②補助申請書類の②～⑪ ③年度ごとの工程及び出来高が分かるもの ※その他に必要な書類を提出していただく場合があります。 下記の補助申請書類を提出してください。 ①補助金交付申請書 ②登記事項証明書など既存住宅及びその敷地の所有者が分かるもの ③納税証明書（市税の滞納がない旨の証明） ④既存住宅の付近見取図、配置図、平面図などの図面、写真 ⑤既存住宅の建築時期及び延べ面積が分かる書類 ⑥移転先住宅の付近見取図、配置図、平面図などの図面 ⑦資金計画書 ⑧既存住宅の除却、移転先住宅の建設・購入及び改修に要する費用の見積書 ⑨金融機関等が作成した借入金利子相当額の計算表 ⑩課税事業者届出書（消費税の課税事業者である場合） ⑪承諾書 ※その他に必要な書類を提出していただく場合があります。 市から補助金の交付が決定したことを通知します。 <u>交付決定通知書が届いてから除却や建設、購入及び改修に関する契約を結んでください。</u> 移転事業完了後、40日以内（かつ会計年度の2月末日まで）に完了実績報告書を提出してください。 ①補助事業等実績報告書 ②既存住宅の除却写真及び移転先住宅の外観写真 ③既存住宅の除却、移転先住宅の建設、購入及び改修に関する契約書の写し ④③の契約による費用の請求書の写し又は領収書の写し ⑤資金調達書 ⑥融資契約書及び借入金利子相当額の計算表 ⑦登記事項証明書など移転先住宅及びその敷地の所有者が分かるもの ⑧移転先住宅の検査済証 ※その他に必要な書類を提出していただく場合があります。 市で、移転事業が適正に実施されたかどうか審査し、適正な実施の確認ができれば、補助金額の確定通知をします。 市から指定された口座へ、補助金が振り込まれます。

≪お問い合わせ先≫広島市 都市整備局 指導部 建築指導課
 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6-34
 TEL：082-504-2288 FAX：082-504-2529
 Eメール：kenchiku@city.hiroshima.lg.jp